

令和3年度補正「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」申請の手引き 改訂対比表

手引き内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
1 1-2	「高速道路SA・PA等」「道の駅」「給油所」「公道」「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における経路充電のための充電設備設置事業	「高速道路SA・PA等」「道の駅」「給油所」「公道」「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる (削除) 経路充電のための充電設備設置事業
37 5-1	入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、 <u>所定の様式でない、申請要件を満たしていない場合等</u> 、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。	入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、 <u>申請の相違等</u> 、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
47 5-9	【申請する事業に応じて記載する項目】 《案内板》 両面 500mm※500mm	両面 500mm×500mm
58 5-16-1	注1：充電設備等設置工事を分担して行う場合とは、例えば充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行った充電設備等設置工事の補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。 <u>ただし、リース契約がある場合には、リース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしません。</u>	注1：充電設備等設置工事を分担して行う場合とは、例えば充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行った充電設備等設置工事の補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。 (削除)

ページ・項目	改訂前	改訂後
59 5-17-1	<u>(追記)</u>	<u>※リース契約の場合は、リース会社が補助対象経費を支払う者となりリース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしませんが。</u>
79 6	事業内容： <u>施設における</u>	<u>(削除)</u>
85 7	事業内容： <u>施設における</u>	<u>(削除)</u>
91 8	事業内容： <u>施設における</u>	<u>(削除)</u>
97 9	事業内容： <u>施設における</u>	<u>(削除)</u>
105 10	「空白地域」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる <u>施設における</u> 充電のための充電設備設置事業	「空白地域」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる <u>(削除)</u> 充電のための充電設備設置事業
123 12-4	(1) 【記載の必須項目： <u>住民総会の議事録等</u> 】	(1) 【記載の必須項目 <u>(削除)</u> 】
	(2) 【記載の必須項目： <u>理事会の議事録等</u> 】	(2) 【記載の必須項目 <u>(削除)</u> 】
	(3) 新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。	(3) 新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を <u>実施状況等報告にて</u> 提出してください。

ページ・項目	改訂前	改訂後
125 12-6	<u>(追記)</u>	<u>(2) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）でも可能の旨、文章追記</u>
130 13-1	(1) 充電設備の利用は、月極駐車場の契約者であること。 <u>月極駐車場の契約者以外の利用も可とします。</u>	(1) 充電設備の利用は、月極駐車場の契約者であること。 <u>(削除)</u>
131 13-3	《1か月単位の契約》 ・ 1か月単位の契約（月額賃料）であることの記載	《1か月単位 <u>以上</u> の契約》 ・ 1か月単位 <u>以上</u> の契約（月額賃料 <u>等</u> ）であることの記載
162 15-19-3	15-19-3. 設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合	15-19-3. 設置工事を資本関係に <u>ある</u> 工事施工会社から調達した場合
214 第6条	<u>(追記)</u>	<u>なお、申請した原価と販売価格を変更する場合には、前条第3項の充電設備承認申請取下書および第4条1項の充電設備承認申請書を提出しなければならない。</u>
215 (附則)	<u>(追記)</u>	<u>(附則) 令和4年6月17日改訂 1. 本規則は、審査委員会での承認日（令和4年6月17日）から適用する。</u>